

手城小学校いじめ防止・不登校対策基本方針

2026 年（令和 8 年）8 月 25 日策定

手城小学校

「手城小学校いじめ防止・不登校対策基本方針」の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）及び不登校対策についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

1 いじめ

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、またその疑いがあるものをいう。

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・「心理的又は物理的な影響」とは、次のようなものである。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（２）いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすること

がないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

①いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

②児童の主体的な活動の支援

全校児童に、いじめ反対者の存在を認識してもらうことで、「いじめ反対の空気作り」をするため、ボランティアを募り、いじめ防止活動を行う等、児童の主体的活動を支援する。

③いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や「ここタン」の実施とその見取り、いじめ防止委員会の実施、教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。その際、被害児童や保護者の意向に配慮し、「いじめ」という言葉を使うことなく見守りや指導を行うことも考える。アンケートの中に不安を感じますかの項目を追加。

④いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

⑤家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

(3) いじめの防止等に関する教職員の基本的な姿勢

①教職員一人一人が、いじめられている児童を守り切るということを言葉と態度で示す。

②いじめられている児童を学校全体で守るためにも、児童が発するどんな小さなサインも見逃さない。

③児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

④特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、児童一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関等と一体となった取組を進める。

2 不登校

(1) 不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

(2) 未然防止

いじめや暴力のない安心安全な学校づくり

学ぶ意欲を育む学び合いのある授業への改善や係活動に取り組む魅力ある学校づくり

たてわり班活動を充実させることによる自己肯定感の向上

登校しぶりのある児童について、児童生徒理解・教育支援シートを活用した個別支援

カウンセリング技法を活用した、保護者との人間関係づくり

(3) 早期発見・早期対応

- ・8時20分になっても、欠席（遅刻）などの連絡がない場合は、担任が職員室に連絡して家庭連絡する。
- ・登校しぶりで欠席した場合は、放課後、家庭訪問を行い、教育面談を行う。
- ・欠席（遅刻）が連続3日以上は家庭訪問をする。
- ・欠席の合計16日以上になったら、生徒指導主事に報告する。

(4) 不登校対策委員会

- ・欠席が多い児童について、その見立てと手立てを組織的にを行い、不登校の未然防止を図る。
- ・構成員：委員長を校長とし、副委員長を生徒指導主事とする。教務主任・養護教諭・スクールカウンセラーを委員とする。
- ・会議：月1回に開催する。月初めのスクールカウンセラー勤務日が望ましい。
- ・生徒指導主事は、レジュメ、資料を準備する。また、全校出欠状況を集計し、不登校傾向児童担任を招集する。
- ・各児童の実態を報告し、見立てを協議する。見立てに基づいて、手立てを協議し、役割分担する。

見立て	手立て
対人不安がある。	相性の良い児童と席を隣にする。教卓の前の席にする。
勉強が嫌いである。	家庭学習の量を減らす。当該児童の実態に沿った内容に変える。
朝、起きられない。	朝、迎えに行く。途中からでも登校させる。

(5) 連携

スクールカウンセラー（不登校対策委員会への参加、カウンセリング、校内研修の講師）

学校相談員（家庭訪問、中学校との情報交流）

市教育委員会

欠席日数10日をこえる児童について欠席日数、家庭訪問状況の報告
 福山市フリースクールかがやき（居場所づくり、教科指導、面接相談）
 東部こども家庭センター、生活福祉課、ネウボラなど市関係諸機関
 （安否確認、保護者への指導、ケース会議）特別支援関係諸機関（若草園、障害者総合相談ク
 ローバー、情緒通級指導教室ほっとルーム）、教育相談、発達障害診断

3 構想図

